

職業分類の見直しにおける課題

No.	種別	職業分類の見直しにおける課題	研究会で出された意見
1	基本方針	<p>○日本標準職業分類の目的の整理</p> <p>現行の日本標準職業分類の記載は、主に分類の方法であり、設定時の意図や目的などは記載されていない。</p> <p>統計基準である日本標準職業分類がさまざまな場面で利用される時に、職業分類の目的や使命、どのように使用されることを意図しているかなどを整理し、明確にしておくことが重要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統計基準として職業分類を定めている、いわば公的統計が職業に着目するのはなぜか、という「職業分類の目的・使命」について、記述してもよいのではないか。 ・一般原則全体に関わることとして、職業分類の目的を明示したほうが良いのではないかと考える。現行の記載では、どうしてこの原則を決めたのかが読めない。職業分類は何を目指して設定されるべきか、最終的にどのように書くのかを考えるのがこの研究会のすごく大きなミッションになると考える。
2	基本方針	<p>○見直しの考え方の整理</p> <p>分類の設定において、どのような視点で行ったのか分かりにくいものがあるので、分類を区分する視点の優先順位や適用の考え方を整理してはどうか。</p> <p>また、そのような理論的分類に対し、実務的な面で調整する部分も出てきた際には、それらの考えを整理して記録しておくことが、次回の見直しや今後改定する分類の見直しで有用なものになるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（分類の見直しに当たっては、）これまでが間違っていたとは必ずしも言いたくなく、要は、ここの考え方は、最低限3つの観点があり、①どれぐらいの規模の人数がいるのか、②本当に仕事の内容や実態が類似しているのか、③回答内容から識別可能かと。その3つぐらいの観点から、見直しの判断をしていくのがよいのではないか。 ・理論的に分類は分類で、その後の統計は統計ということで、もちろん完全に対応がないと困るんですけども、ちょっと分けて考えるというのでもいいかなと思います。
3	基本方針	<p>○利用者を意識した日本標準職業分類の見直し</p> <p>現行の日本標準職業分類は、「仕事」や「職業」の定義の曖昧さなど分かりづらいつ感じる部分が多い。国際分類を考慮した見直しも大切であるが、利用者にとっての分かりやすいものを目指すべきではないか。</p> <p>また、分類の基準について、どういう理由で区分されたのか分かるような記載があっても良いのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際比較できるようにすることは大切であるが、現行の日本標準職業分類には、すごく分かりづらいつ感じる部分も含まれており、例えば「仕事」と「職業」の定義が曖昧である。統計基準として、利用者にとって分かりやすいものを目指すべきである。 ・一般原則が非常に難しい。一般原則には、職業分類の目的やどのような判断で決まったのか説明を記載してはどうか。
4	基本方針 一般原則	<p>○職業分類の用語の意義の見直し</p> <p>日本標準職業分類では、仕事と職業がほぼ同じ意味に整理されているが、ISCO-08では、occupation（職業）は、「主たるtasks（作業）及びduties（任務）が高度な類似性によって特徴付けられるjob（仕事）」の集合体という構造になっている。この点について、整合性を図る必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本標準職業分類では、一般原則「用語の意義」において、ジョブとオキュペーションが同じ意味と整理しているように思うが、ISCO-08では、「主要なtasks及びdutiesが高度な類似性を持つjob」の集合体がoccupation（職業）を構成するという構造になっており、この両者の構造の違いについて、今後の議論に際して問題意識として共有したい。
5	基本方針 一般原則	<p>○職業分類における「報酬」の取扱い</p> <p>職業の意義で「報酬」を用いているが、ISCO-08では「報酬」を要件としていない。</p> <p>無報酬のボランティアであっても、同じ職業で仕事の内容に違いはなく、無報酬であることを理由に職業分類の適用を妨げる理由は薄く、「報酬」の取扱いを検討すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業を決めるときに「報酬」という概念が必要なのかという点は、再検討してもよいのではないか。国際標準職業分類において「報酬」は、要件として含まれていない。 ・「報酬」がなくても職業分類を適用することを妨げないぐらいの記載があってもよいのではないか。ボランティアの仕事のなかには、例えば医療のボランティアなども含まれており、無報酬であることを理由に職業分類の適用を妨げることに違和感を覚える。
6	基本方針	<p>○分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準の策定</p> <p>回答者が極端に多い場合や少ない場合における分類の見直しを、整合的に行うために量的基準を策定すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分類を改定するうえで量的基準は無視できない。回答者が極端に少ない場合も、分類の見直しが必要であろう。 ・中分類の粒度というデータに関わってくるので、量的基準を定めて、それに合わせて考えていくといいのではないか。 ・大分類には、該当する人数が非常に少なくなっている職業もある。このように数が少ない区分については、他の区分との統合を考えるのも課題の1つかと思う。
7	基本方針 一般原則	<p>○分類基準の整理</p> <p>一般原則第2項の後段において、分類項目の設定原則が規定されているが、それがどのように分類の検討で用いられたのか分からないものとなっている。</p> <p>例えば、中分類34「営業職業従事者」は、営業する商材別に小分類が設けられているが、新規営業やルート営業など仕事の遂行に必要なとされる技能で区分する余地もあったのではないかと考えられる。</p> <p>このように複数の基準で区分可能な場合に、分類項目の設定原則をどのような考えや優先順位で用いるのか整理しておく必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の中分類34「営業職業従事者」は、営業する商材をもとに小分類以下が設けられているが、見直しに際しては、職業分類全体に関する方針、例えば、スキルレベルの導入の有無等により、今後の議論の方向性も変わってくるのではないか。 ・また、営業職と産業分類をクロスしているような部分が一部で見受けられる。職業分類は、産業分類とは独立に設けられるものであるとするならば、少なからず気になる点ではある。

8	基本方針 一般原則	<p>○職業の決定方法の見直し</p> <p>従来は個別の職業としていた複数の職業について、連続したものや類似したものについては人手不足の影響や取り巻く環境の変化によって区分しがたい1人の仕事となっている場面が増えた。</p> <p>一般原則では就業時間で判断することとしているが、職業を判断する基準としてユーザーのニーズを捉えるものとなっているか。</p> <p>職業の決定方法について、次の点を考慮し見直すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「報酬」を基準とすることの妥当性 ・兼業、副業など多様な働き方の取扱い ・統計調査の回答で得られる職業の情報 	<p>・職業の決定方法は、どのように職業の情報を調査するのかということも考えなければいけない。</p> <p>・職業の決定方法では『収入』を基準にしていることが強く印象に残った。これからの働き方の変化を考えたときに、『収入』が基準でよいのかという疑問がある。</p> <p>・調理と販売の差ってとても難しく、例えば、ファストフード店で働いている人はどちらに沿った記入をしているのか。店舗によって、両方やっている人もいるという中で、実際どう現場はなっているのだろうか。</p> <p>・人手不足なので、マルチタスクの1人の人が複数のことをするという事になったときに、今みたいに販売と調理みたいなものは分類できなくなる。ほかの職業ももっとマルチで、今もう既によく分からないというところに関してはどのように決めるのか、そこを議論する必要があるではないか。</p> <p>・複数の職業を同時にやっているときはどのように考えるべきか。産業分類だと、製造・小売をやっているときは小売にして、製造・卸だと製造にするという整理をしていたかと思うが、職業分類の場合にはそういうのはどうするべきか。</p> <p>例えば、作っている人と売っている人が一緒という場合でも、いろいろな事例があると思うが、どういうふうに行っているのか現状で解決できるなら、それでルール化して明確化してもいいのではないか。</p>
9	基本方針 一般原則	<p>○日本標準職業分類におけるスキルレベルの取扱い</p> <p>日本では職場内での経験を積みながら高度な職種に移っていく場合が多く、ISCO-08のように教育水準をスキルレベルの判断に用いるのは馴染まないのではないか。</p> <p>似た仕事の内容でも、裁量性のある業務に従事するなど指導をできる人と定型的な業務をする人で分けるなどの工夫をしてはどうか。</p>	<p>・日本では職場内でのOJTで経験を積みながら、より高度な職種に移っていく。学歴で判断すると現実と合わなくなるので国際標準職業分類のような形はあまり望ましくないのではないか。</p> <p>・日本ではアメリカ以上に卒業後のスキルに直結しておらず、OJTが重要である。OJTの可視化が難しい以上は、10年単位で仕事をしてきた人たちのスキルレベルを判定することは、現状では非常に難しいように思う。</p> <p>・同じ職種でも定型的な業務と、その都度考える非定型的な業務とでは全然レベルが違う。その点は分けられないかと考えている。</p>
10	全般	<p>○仕事に従事する場所と職業の整理</p> <p>これまでの日本標準職業分類では、職業分類は事業所の産業分類とは独立に設けられるとしてきた一方、各分類の説明に場所が記載されるケースも少なくない。</p> <p>ITの普及等により場所にとらわれない働き方が増えてきた現代において、職業の説明（定義）に場所の明記が必要な場面は減っているものと考えられる。</p> <p>不必要な場所の記載が、当該職業へ分類する際のあい路になるおそれがあることから、各分類の説明について不要な場所の記載は見直して良いのではないか。</p>	<p>・やっていることが同じでも勤める場所によって違うというのは、どうも職業の分類の考え方と違うような気がする。できることならば、同様な業務内容、スキルレベルのものは同じところに整理してはどうか。そういう意味で、例えば、キッチンカーなんかで調理していれば、これは調理人でいいのではないかとこのように思ったりするわけです。</p> <p>・場所の概念は今回しっかり議論したい。今だからすべきであり、次ではきっと遅くなる。オンライン化だけではなく、人手不足解消の観点からも、その場所に行かずに、1人で複数の店舗やホテルに行かずに、オンラインで接客を行う事例も出てきているため、定義に場所を用いている職業については、場所の記載が必要か考えたほうがよさそう。</p> <p>・今の労働市場が変化を考えれば、場所ではなくて仕事内容やスキルレベルで判断できるものは、そういったもので、1つそういった見方もあり得るのではないか。</p>
11	全般	<p>○分かりやすい内容例示の設定</p> <p>職業の多様化によって、各分類の境界を概念上整理出来ても現実の職業で区分できない場面が想定される。こうした際に統計調査の実務で着実に運用してもらために、分かりやすい内容例示を設定するよう見直してはどうか。</p>	<p>・職業の判断が難しい場合、どっちかに入れるかは、内容例示でそれを書き入れて決めておけば実務的にはできるのかなという感じもする。小分類のところに位置づけてしまうということもあるかと思えますし、内容例示のところである程度具体的な名前を入れていくということも対応としてはあるのではないか。</p>
12	全般	<p>○社会や経済等の変化に応じた分類項目の見直し</p> <p>現行分類の設定（2009年）以降の経済の変化を反映するため、各分野ごとに分類項目の見直しを行う必要があるのではないか。</p>	—

13	全般	<p>○デジタル・IT系分野の職業の見直し</p> <p>デジタル・IT系分野の職業については、中分類10「情報処理・通信技術者」に多くが分類されているところ。</p> <p>一方、当該分野の職業については、社会や経済等の変化に伴い従事者の増加、新たな職種の誕生など大きな変化があったことから、重点的に議論し、新たな職業を適切に立項する必要があるのではないか。</p>	—
14	大分類A	<p>○「その他の管理的職業従事者」の見直し</p> <p>その他の管理的職業従事者については、中分類と小分類が同一の分類項目名となっているが、中分類及び小分類の説明で「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど」と具体的な例示ができていますので、個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するもの」で小分類を設けるなど、細分化の余地があるのではないか。</p>	<p>・中分類04「その他の管理的職業従事者」はもう少し細分化の余地があるようにも思う。また、複数の仕事を持っている者をどう扱うか？という点について、最近では社外取締役が増えていることもあり、今後の検討課題として挙げたい。</p> <p>・個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなどが中分類04「その他の管理的職業従事者」に該当するとの説明であったが、この分類項目名称は、職業のコーディングという視点からみても、再考の余地があるように思う。</p>
15	大分類A	<p>○「管理的職業従事者」における説明の見直し</p> <p>これまで管理的職業従事者の説明は、組織の経営・管理を重要な機能としてきており、経営・管理以外の仕事に直接従事する場合は、当該職業に分類されてきた。</p> <p>しかしながら、プレイングマネージャーは自身も部分的に数字目標を持っているに過ぎず、他の仕事に従事しているかという点は、管理的な仕事に分類されないとする基準として、重要なものではないのではないか。職業の決定方法と合わせて見直す必要があるのではないか。</p>	<p>・これまでの「管理」に関する議論では、組織の運営のところばかりが重要な機能として捉えられているように感じるが、部下マネジメントをしながら組織の目標を果たしていくといった場合も考えられるし、プレイングマネージャーは同時に自分も部分的に数字目標を持っているに過ぎない場合もあるので、プレイングマネージャーであるか否かという点は、管理的な仕事ではないと判断する基準として、そこまで重要ではないように思う。</p> <p>・日本ではゼネラリストで育った先に管理職があるわけであるが、管理職となった途端に役割が変わるので、必要な能力も変わるというところでいうと、もう少し「管理職」の定義を考えたい。</p> <p>・大分類Eの40「接客・給仕職業従事者」に含まれる401「飲食店主・店長」、402「旅館主・支配人」は、管理的職業ではないか。</p> <p>小規模な飲食店でも、人を雇ったりお金を使ったりするなど経営的なことは考えるはずなので、例えば、大ホテルの支配人が接客だけでいいのかなというのが非常に疑問である。</p>
16	大分類B	<p>○大分類Bにおける高度の専門的水準</p> <p>日本標準職業分類では、高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び専門的性質の仕事に従事する者を大分類B「専門的・技術的職業従事者」に分類している。</p> <p>新たな職業を検討するにあたって、大分類Bに分類される「高度の専門的水準」について、どのような観点で判断しているのか、国際比較の観点も踏まえ、整理すべく検討してはどうか。</p>	<p>・航空機操縦士は専門的な職業に思える。同様に、船舶の運転も高い専門性が必要だが、航空機操縦士も含め、専門性の区分を理屈で表すことは難しい。また、航空管制官が大分類B「専門的・技術的職業従事者」に分類されていることも航空機操縦士を専門的な職業とする理由に思える一方で、これまでの検討の経緯を踏まえると簡単に結論を出すことはできない。</p>
17	大分類C	<p>○「一般事務従事者」に属する職業の見直し</p> <p>中分類25「一般事務従事者」には、人事や広報という専門性を有する職業と受付や事務補助などのアシスタントというタスクの質が異なる職業が混在している。</p> <p>これらの職業について、タスクの質や仕事の裁量性などを踏まえた見直しを検討してはどうか。</p>	<p>・一般事務職を考えたときに、人事・広報といった専門性を有するホワイトカラーと、アシスタントというべき質的には違う人たちが混じっている。実際、国際標準職業分類ではこの2点に関する部分を分けているので、大分類をまたいでの変更を行うべきかともかく、分けること自体は可能ではないかと思う。</p> <p>・現状の事務職には、幅広く色々なスキルレベルの職が一緒になっていることに問題意識を持っている。日本版O-NETでは、その職のタスクやスキルを測定しているため、異なるタスクの職種が混在していることがわかるが、これらは明確に分けていく方が、国際比較の面から見ても好ましいように思う。</p> <p>・どのように分けていくのかだが、先ほどの議論であったように広報や法務といった大企業のホワイトカラーは専門的な職種は明確できる限り分けていく。</p>
18	大分類C	<p>○「総合事務員」の取扱い</p> <p>第5回改定では総務事務員を「庶務事務員」と「人事事務員」に分割するとともに、主に中小企業等で複数の職種を掛け持ちする者を想定し「総合事務員」を設けた。</p> <p>しかしながら、「その他の一般事務従事者」との境界が曖昧に思えるところもあるため、その取扱いを検討してはどうか。</p>	<p>・一方で、中小企業における事務補助のような専門分化されていない職種については、【総合事務員】に分類していくという形になってしまっているのではないか。</p> <p>・そもそも分類すること自体が難しい塊なのではないかと思う。日本では総合事務職というものがあり、それが人事異動でどこに配属されるといった形でやりくりしていて、諸外国のように必ずしも専門職に任せているわけではないということがよく言われている。</p>

19	大分類C	<p>○「その他の一般事務従事者」の見直し（新規立項の検討）</p> <p>令和2年国勢調査では、「一般事務従事者」800万人のうち、「その他の一般事務従事者」が370万人と大きな割合を占めている。</p> <p>医療事務や介護事務など事業所（産業）に由来するものも含まれていると考えられるが、厚生労働省編職業分類などを参考に新規立項を検討する余地があるのではないか。</p>	<p>・「その他の一般事務従事者」が約370万人と数が多い。この項目について何かしたいという気持ちを持った。その上で、厚生労働省編職業分類を確認すると、非常に細かく分かれているので、これを参考にすれば良いのではないかと単純に考えることも出来る。しかしよく考えてみると、法務・医療・介護といった事業所の属性と直接的に結びつくようなものが多いので、産業別にクロスするとどこにどれだけの人がいるのか、明らかに出来る可能性がある。</p> <p>・産業ごとにどれくらいの人数勤めていることが見えれば、この職業の実態がよりよく分かるのではないかと。もし産業に関係が深いのであれば、これを産業で細分化することも考えられるのではないかと。そうすれば格付する側に負担もかからないし、回答する側にも負担をかけずに済む。そういった形で代用してはどうだろうか。</p>
20	大分類D	<p>○大分類の名称の見直し</p> <p>大分類D「販売従事者」に属する中分類として「営業職従事者」は設定されているが、販売と営業ではタスクが異なるため、営業が販売に含まれた現状の名称の見直しを検討すべきではないか。</p> <p>同様に大分類から、属する職業が推察しづらいものについては、名称の変更を検討する余地があるのではないか。</p>	<p>・日本標準職業分類では大分類D「販売従事者」と題して、この大分類のなかに中分類34「営業職業従事者」が含まれている。販売と営業ではタスクが異なるにもかかわらず、営業が販売に含まれている現状に少し違和感を覚える。厚生労働省編職業分類のように大分類項目名を「販売・営業の職業」と見直すことも一案か。</p>
21	大分類D	<p>○大分類D「販売従事者」の説明の見直し</p> <p>大分類D「販売従事者」では、店舗での販売や他人を訪問するなど各中分類の説明に「場所」を基準として用いてきたところ、ITの普及に伴い店舗以外での販売や他人を訪問しない営業など多様な働き方が生まれてきた。</p> <p>これらの職業について、仕事の内容の類似性からどのように扱うべきか検討し、必要に応じて各中分類の説明を見直す必要があるのではないか。</p>	<p>・大分類D「販売従事者」を構成する3つの中分類は、店舗での販売や他人を訪問することといった前提をもとに「場所」を指標として整理されたものである。総じて、このような「場所」で分けることの是非、それから仕事の中身・目的の整理が課題であろう。</p> <p>・販売と営業の区別として、中分類34「営業職業従事者」は他人を訪問することが前提となっているが、昨今のテレワーク環境等の発達により、もはや営業活動を行ううえで、外勤は必須要件ではなくなったように感じる。</p>
22	大分類A 大分類E	<p>○「飲食店主・店長」及び「旅館主・支配人」の位置付けの検討</p> <p>大分類Eに属する401「飲食店主・店長」、402「旅館主・支配人」は説明において、「ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類A－管理的職業従事者の小分類〔021又は049〕に、」とされているものの、管理的職業の説明の検討も含め、その違いについて検討してはどうか。</p>	<p>（再掲）</p> <p>・大分類Eの40「接客・給仕職業従事者」に含まれる401「飲食店主・店長」、402「旅館主・支配人」は、管理的職業ではないか。</p> <p>小規模な飲食店でも、人を雇ったりお金を使ったりするなど経営的なことは考えるはずなので、例えば、大ホテルの支配人が接客だけでいいのかなというのが非常に疑問である。</p>
23	大分類E	<p>○35「家庭生活支援サービス職業従事者」の見直し</p> <p>「家庭生活支援サービス職業従事者」の就業者は約2万人であり、中分類としては非常に少ない規模となっている。</p> <p>しかしながら、共働き家庭が多い現代で個人家庭の支援を行う職業が、本当に就業者数の少ない職業となっているのか。</p> <p>429「他に分類されないサービス職業従事者」に類似する職業が含まれていたり、類似しているものの説明に該当しないため、他の分類と重なってしまっているのではないかと。</p> <p>説明も含めて、どのような仕事の内容の職業が該当するのか見直してはどうか。</p>	<p>・35「家庭生活支援サービス職業従事者」が、全体の構成比で0.0%と非常に少ないわけです。</p> <p>そうすると、ここまでちっちゃいなら、もうゼロとみなして42「その他」かどこか適当なところに吸収させるかという考え方やもう一方で、私はもしかしたら、家庭内で子供の支援をするというのはまだまだ伸びるかもしれない。もしかしたら、この42「その他」の中に、ここに類似する家庭でする仕事もあるかもしれない。そうであれば、こっち側の35の中分類に持っていけないだろうか。</p> <p>・35「家庭生活支援サービス職業従事者」について、個々の戸建住宅に入り込んでというのは少ないかもしれないが、広く考えて、マンションでゴミ出しとか清掃とかの作業をしてくださる方の職業というのは実は、集合住宅の家庭生活支援サービスをやっているという意味では、極めて家政婦さんとも類似しているのではないかと。</p>
24	大分類E	<p>○39「飲食物調理従事者」の見直し</p> <p>「飲食物調理従事者」は183万人がいるものの小分類は調理人（182万人）とバーテンダー（7000人）という内訳である。</p> <p>調理人には「飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事」が含まれることから、技術や仕事の内容も幅広い職業が該当することとなっている。</p> <p>ファストフード店の調理は習得に時間を要さない調理技術と考えられるが、そのような観点でもう少し分割することはできないだろうか。</p>	<p>・「飲食物調理分野については、スキルレベルのようなもので分類」というのは、非常にいい考えだと思う。ファストフード店における調理の多くは、自分のスキルを使うものは多分少ないだろうと思うので、調理人と分けていいのではないかと。</p>

25	大分類E	<p>○429「他に分類されないサービス職業従事者」の見直し</p> <p>42「その他のサービス職業従事者」のうち7割以上が429「他に分類されないサービス職業従事者」となっている。その中には社会の変化に伴い新たに生まれ一定数の就業者が認められる職業や仕事の内容の変化に合わせて他の小分類に整理することが適当な職業があるのではないかと検討してはどうか。</p> <p>特に保育士のサポート業務を行う「保育補助」は、保育士不足などの面からもニーズが高い仕事であり、その取扱いを見直す必要性が高いのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他のサービス職業従事者」に含まれる「保育補助」については、厚労分類で少し細かく見ており統計も取れるかと思ひますし、実際多くなっている職業だと思ひるので、小分類レベルに上げていくというこはいいことなのではないかなというふうに思ひます。 ・「その他のサービス職業従事者」は、人数も非常に多くなっているの、もう少し具体的な職業に持っていくというのはいいいことかなと思ひう。 ・「他に分類されないサービス職業従事者」の中に内包された、児童福祉とか保育関係のところを取り出してつくるといふのは、それは賛成で、そのところが確かに多いのであれば、それでやっていけるのではないかと。
26	大分類F	<p>○「交通誘導員」の新設</p> <p>建設現場や工事現場において、安全確保のために交通誘導をしている者は、保安職業であると思ひますが、一定の数が存在するのであれば分類項目として新規立項の余地があるのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場において安全確保のために交通誘導をしている者は、保安職業であると思ひますが、ある程度まとまった数が存在するのであれば分類項目としてグループ化できるのではないかと。
27	大分類G	<p>○「農林漁業従事者」の細分化及び説明の見直し</p> <p>最近の農業は、個人経営から法人経営、集団経営と変化しており、「農耕従事者」に、単純に農作業のみを行う者と免許を必要とする農作業機械の運転手が混在しているが、能力・技術的な違いで区分する余地はないかと。</p> <p>また、産業と職業の独立のことについて、説明を分かりやすく記載した方がよいのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の農業は、個人経営から法人経営、集団経営と変化しており、単純に農作業のみを行うのではなく、免許を必要とする高度な農作業機械を使う場合が考えられる。そのような場合に、スキルレベルで分ける余地はないかと。 ・海外の例では、大きなトウモロコシ畑を一人で運営する大規模農業経営という形での事業が存在するが、そういった方であってもこの小分類461「農耕従事者」に含まれるような設計になっているのか、あるいはそういった人は小分類049「その他の管理的職業従事者」に該当するのか？農業経営と農業従事者というのが適切に分けられるようなものになっているのか？
28	大分類H	<p>○「生産工程従事者」の検討</p> <p>前回改定で大きく見直しを行った「生産工程従事者」に属する中分類での「〇〇制御・監視従事者」と「〇〇製造・加工処理従事者」の区分については、実務的な面から把握する限り統計調査では使用されていない分類項目となっている。</p> <p>このため、雇用主（企業）を対象とした統計等での使用実態を確認しつつ、統計ユーザー等のニーズなどを踏まえつつ、その取扱いを検討してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな工場では無人化が進んでおり、本当に機械の操作・監視と現場の作業を分けることができるか。現場で作業している人はほとんどいなくて操作・監視ばかりになっているのではないかと。実態として本当にこれが分けるに値するかかどうかというのは1つ問題のような気がしている。 ・機械の操作と実際の作業を分ける難しさは、実態の問題があつて、概念上は別のタスクとして分けられても、ジョブとしては1人の人がやっているかもしれないわけですね。ですので、そういう実態が見えないと、なかなかこれを分けていいのか分かりにくいのではないかと。 ・世帯を対象とする統計では難しいが、雇用主を対象とする統計だったら取れるのであれば、このまま残すのもありだと思ひるので、そこら辺、ほかの分類、雇用主側あるいは職業紹介のほうでどれぐらいこれが分け得るのかというのを当たってみていただくと、この辺りの答えが出せるのではないかと。
29	大分類K	<p>○大分類Kの見直し</p> <p>「その他の運搬・清掃・包装等従事者」が、115万人おり、しかも増加中であることから、厚生労働省編職業分類を参考にしながら細分化が必要ではないかと。</p> <p>また、他の大分類に属する職業の移設も見据えた大分類Kの項目名及び説明の見直しが必要ではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の職業分類と比較すると、新しいものであることもあり「選別・ピッキング作業員」といったものが分類されている。今後、具体的項目を考える上で参考にせねばならないと思ひう。 また、「その他の運搬・清掃・包装等従事者」が、115万人とかなり多くて、しかも増加中であることから細分化が必要であるように感じる。 ・国際標準職業分類大分類9は「単純労働者」となっており、自分の仕事をこのように表現されると不快な気持ちになる。職業を区分する指標は必要だと思ひうが、不快な思いをする人を作り出す社会にはしたくない。そのバランスを大事にせねばならない。